

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能とすること。

提案団体

一宮市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模な取引が可能な中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。

買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。

また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。

【支障事例】

一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎えており、市民からも好評を得ている。

一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。

そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規仲卸棟を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により「卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による恒常的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。

本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○地方卸売市場の運営を都道府県毎に判断可能であることが明確になることで、都道府県が個々の実情に合

わせて、地方卸売市場の活性化策が講じられる。具体的には、流通インフラ等の進歩により取扱高が大規模卸売市場へ集約化され取扱高が減少している地方卸売市場で恒常的に小売を行うことで中央卸売市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の卸売業以外での収入源が見込まれる。また潜在的買受人が気軽に購入する機会が創られることで、立地的アドバンテージにより一般小売店に代わる飲食店等のサービス業の買受人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心市街地の活性化が図られる。

○小量の取引が活性化することで、小規模農家の販売先を確保し、営農意欲を刺激し耕作放棄地化を未然に防ぐことができる。

○中央卸売市場と違い一般市民の理解が得られにくい地方卸売市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。

根拠法令等

卸売市場法第2条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市

○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、同様の指導があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。

各府省からの第1次回答

卸売市場法第2条第2項において、「卸売市場」とは、生鮮食品等の卸売のために開設される市場」と定義づけられているが、このことは、卸売市場では卸売が主体であるということの意味しており、一部で小売が行われることまでも禁止しているわけではない。

国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。

他方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内で小売活動を行うことは認めている。

今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、指導監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答内容について承知いたしました。今回の回答を受けて、法令が許容する範囲内において、県と協議しながら当市の実情に応じた市場経営を行ってまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

一宮市の提案及び農林水産省の見解を示した第1次回答について、通知により都道府県担当者に周知するとともに、毎年度実施している都道府県における卸売市場担当者の会議において農林水産省の見解を周知する。

6【農林水産省】

(4)卸売市場法(昭 46 法 35)

地方卸売市場の運用の在り方については、地方卸売市場内で小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。

[措置済み(平成 29 年9月 28 日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)]

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し

提案団体

神戸市
(共同提案)
大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。

具体的な支障事例

農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。
本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更手続きの迅速化により、新規就農者等の営農条件の改善等に資する。

根拠法令等

- 農業振興地域の整備に関する法律第13条
- 同法施行令第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

吉田町、亀岡市、宇和島市

- 農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所の設置を希望したが、長期間の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討することとなった事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立できることが望まれる。
- 農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。

本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられたり、Uターンが円滑に進まない状況がある。

各府省からの第1次回答

農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るため、下記の内容を都道府県及び市町村に対して周知することとする。

- ① 市町村による農業振興地域整備計画の変更については、平均的には年に2回程度行われているが、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。
- ② 農業振興地域の整備に関する法律において、公告・縦覧期間は「おおむね30日間」と定められているが、これは例示であり、市町村の判断により30日間よりも短い期間とすることが可能であること。
- ③ 農用地区域からの除外の手続と同時並行的に農地転用許可の手続を進めることにより、農家住宅が建設されるまでの期間を短縮できること。

さらに、農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県へ通知を行っているところである。その実施状況について調査を行い、その結果を踏まえ、同意協議の迅速化を図る観点から、都道府県に対して更に国としての考え方を示すこととする。

なお、農家住宅を建設することを目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更については、

- ① 土地の農用地区域からの除外は、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、また、農地集積が妨げられるなど周辺農地における農業上の利用に支障を生じる可能性があることから、公告・縦覧や異議の申出の手続により、地域住民や周辺の農用地の所有者からの意見を求める必要があること
- ② 都道府県は、同意協議により、集団的農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について建設用地を集団的農地の縁辺部に誘導するなど、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものとする必要があること等の理由から、軽微な変更として行うことは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土地の農用地区域からの除外は、市の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであるが、農家住宅やその後継者住宅の建築は農業の担い手の確保に直結することであり、農業の担い手の不足や耕作放棄地の増加が問題となっている現況においては、最優先されるべき事項であると考えられる。

そのため、軽微な変更として扱うことをご検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県に通知しており、その実施状況について調査を行ったところ、法定協議について21都道府県、事前調整について33都道府県で未設定となっているところ。このことから、農業振興地域整備計画の変更手続に直接関わる都道府県の同意協議の迅速化を図る観点から、標準処理期間未設定の都道府県に対して標準処理期間を設定するよう改めて通知することとする。

これと併せて、農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るための措置(1次回答で周知することとしている3事項)について周知することで、迅速化は図られると考える。

なお、農家住宅を建設することを目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更手続を軽微な変更として取り扱うことは、1次回答で述べた理由から適切ではない。

6【農林水産省】

(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭 44 法 58)

農業振興地域整備計画の変更(13 条)については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

- ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能であること。
- ・農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧(11 条)については、その期間が「おおむね 30 日間」と定められており、市町村の判断により 30 日間よりも短い期間を設定することが可能であること。
- ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることが望ましいこと。
- ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭 27 法 229)4 条及び 5 条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

46

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

4ha 超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

4ha 超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第 5 条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第 53 条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。

具体的な支障事例

【現状】

○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。

○全体の土地取得計画のうち、農地については約 28.2ha を取得する計画となっており、平成 28 年度末時点で 15.6ha を取得済み。

【支障事例】

○平成 17 年度以降は農地の累計取得面積が4ha を超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成 28 年度からは大臣への協議)を得ている状況。

○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。

○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

農地法第5条、附則第2項第3号

農地法の運用について(平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高松市

—

各府省からの第1次回答

4haを超える農地転用に係る国との協議に際しては、許可申請内容の分かる概要書、農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の写しの提出を求めているところ、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可申請があった場合については、申請の度にこれらの資料の添付が行われていることが多い。今後、国との協議が必要な場合であって、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可を行うときには、協議の中で既に提出した資料の添付を省略できる旨の通知を発出し、手続の簡素化を図ってまいりたい。

なお、4haを超える農地転用について、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可申請があった場合であっても各申請について国との協議を要することとしているのは、農地転用によって周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがないことを国として申請ごとに確認する必要があるためであり、当該協議を不要とすることは困難である。(農地法第5条第2項第4号)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

農地法施行規則第53条に位置づけられ、農地転用の許可が不要とされている独立行政法人水資源機構等については、公共性が極めて高い事業の実施等に伴うものや用地の選定について任意性が低いことなどから、周辺農地に係る営農条件への支障の有無について確認を行っていないものとする。

JAXAによる保安用地取得についても、独立行政法人水資源機構等と同様であると考えているが、見解を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

独立行政法人水資源機構等は、法律において業務として設置する施設が示され、当該施設の設置に当たっては当然に土地の取得等が必要となるものであることから、農地転用を許可不要としているものである。なお、農地転用を許可不要としている施設の設置に当たっては、事前に農業上の土地利用との調整を行っている。

一方、JAXAの保安用地は、ロケットの打上げや作業期間中に地上の安全確保のために設置した警戒区域への関係者以外の立入規制を確実に行うために取得した土地等であるが、法律上、警戒区域内の土地等の取得等を義務付けているものではないことから、農地転用許可を不要としているものと同様に扱うことは困難である。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(2)農地法(昭27法229)

4haを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」(平21農林水産省経営局、農村振興局)を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

63

提案区分

A 権限移譲

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。

具体的な支障事例

本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。
農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海農政局に申請を行っている。
これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越事務について県が一括で取りまとめて行うことができ、東海農政局及び県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。
また手続きに要する期間についても、東海農政局の経由を必要としなくなることから一定期間短縮が可能となる。

根拠法令等

・会計法第48条
・予算決算及び会計令第140条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県

○農地集積・集約化等対策費については、県知事への繰越事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が四国財務局と中国四国農政局に分かれるなど、事務が煩雑となることが予想される。
○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していた

め、県は繰越事務に携わっていなかった。しかし、平成 29 年度から県を経由する間接補助で実施することとなり繰越事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。

○繰越事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても関東財務局と直接やりとりをすることができず、別途関東農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が関東財務局と関東農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。

○農地集積・集約化対策事業に係る繰越手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業と比べて手続き期間を要している状況で、補正予算時などは、まずは繰越手続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。

各府省からの第 1 次回答

農地耕作条件改善事業に関して、繰越し及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続きに関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすれば、現状、当該事務に関しては、都府県から地方農政局を経由しての財務局協議が必要となっているところ、都府県から直接の財務局への協議が可能となることから、都府県の事務の効率化等に資する可能性がある。

一方、上記の事務委任を行うためには、予算決算及び会計令第 140 第 3 項に基づき、都府県の知事の同意が必要となる。

このため、全都府県の意向を確認した上で、当該事務委任を是とする都府県に対し、委任を行う方向で検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

農林水産省一次回答は、本県提案に沿うものである。
については、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続きについては、都府県が国から交付決定を受けたもののうち、平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越すものより、都府県知事への委任を行う予定とし、今後以下のスケジュールにより進めることとしているところ。

(1) 9 月中旬に、各都府県知事に対し繰越事務の委任に対する同意の是非について照会文書を出出

(2) 10 月上旬を目処に、各都府県の意見を集約し、繰越事務の委任を行う都府県を特定し、公文書での確認を行う

(3) 11 月上旬を目処に、上記(2)において確認を行った都府県より同意を得る

(4) 12 月上旬を目処に、農林水産大臣より各都府県知事又は知事の指定する職員に繰越手続きを委任する旨を通知し、あわせて財務大臣に通知

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(13) 農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務

農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し(財政法(昭 22 法 34)14 条の 3 第 1 項及び 42 条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(同法 43 条の 3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職

員が行う(会計法(昭 22 法 35)48 条1項)こととする。
[措置済み(平成 29 年 11 月9日付け農林水産大臣通知)]

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

66

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。
両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。
両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかとこの経営革新等支援機関の意見もある。
また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。
都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。

【参考】

■経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画)

■経営革新計画

事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。

また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。

【移譲に際しての懸念と対応策】

経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同

指針に基づいて認定を行うことが可能であるとする。

【参考】

■認定件数(H28.7～H29.2)

全国 16,146 件（経産省 12,738 件、国交省 1,225 件、農水省 1,127、厚労省 566 件、国税庁 167 等）
うち広島県 419 件

根拠法令等

中小企業等経営強化法第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。

各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくものであり、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものとする。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。

本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。

なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であるとする。

併せて、両計画を統合し、認定権者を都道府県とすることも検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。

各府省からの第 2 次回答

事業分野別指針については、PDCA サイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議でも求められていることから、中小企業の

生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があり、これを確実に担保するためには、都道府県への委譲(手挙げ方式を含む。)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後、当該配分額の算出方法を明示する。

具体的な支障事例

強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかったため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。県としては、配分された額の算出根拠が分からないため、各事業者に対する助成金の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することとなった。そこで、農林水産省に照会したところ、明示されていない条件により算定していることが判明した。交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する率の算定方法等について明示される必要がある。《明示されていない条件の例》
評価結果の配分額への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること等。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金の配分額の算定基準を示していただくことで、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。

根拠法令等

- ・強い農業づくり交付金の配分基準について第2
- ・農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第2
- ・産地パワーアップ事業実施要領第19の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県

○強い農業づくり交付金においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となった場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示したうえで説明を行うことが容易であると考えます。

○強い農業づくり交付金について、評価結果の配分額への反映に関する算定根拠が明らかにされていないため、割当額が推測していた減額率以上で配分があり、また、ペナルティは配分する事業実施主体に起因するものではなかったことから、その後の配分作業や減額等の説明に苦慮することとなった。評価結果の反映の算定基準を明らかにしていただくことで、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。

各府省からの第1次回答

強い農業づくり交付金等の予算配分に当たっては、施設導入による成果目標を事業実施主体が自ら設定し、その内容をポイント化してポイントの高い順に配分する仕組みとなっている。また、同時に、達成困難な成果目標を設定して予算配分を受けることなどを防止する観点から、成果目標の達成度を予算配分に反映しているところである。

評価結果の配分額への反映については、「強い農業づくり交付金の配分基準について(16 生産第 8451 号)」に基づき、都道府県知事から報告のあった成果目標の達成度の過去5ヶ年の平均値を算出し、その達成度の区分に応じた乗率を都道府県からの交付要望額に乗じて得た額を配分することとしている。

予算配分に用いる成果目標の達成度及び乗率については、都道府県の各年度の達成度から算出可能であることに加え、乗率は2の通知で公表していることから、従来より必要に応じて情報提供しているところであるが、今後は、都道府県向け割当内示の通知と併せてお知らせすることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

割当内示時に乗率をお知らせするとの回答だが、当方の要望は、国の基準「強い農業づくり交付金の配分基準について」の記載からは読み取れない算定基準(100%以上は100とし、0%未満は0とする)を明示していただきたいというもの。

割当内示の通知と併せてお知らせいただくとともに、これらの算定ルールも含めて、割当額となった根拠をお示し頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

該当する通知の改正に合わせて、算定方法を追記する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に入札請差が含まれるが、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外する。

具体的な支障事例

強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。
一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティーとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、説明に大変苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ペナルティー規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。

根拠法令等

- ・強い農業づくり交付金の配分基準について第3
- ・農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第3
- ・産地パワーアップ事業実施要領第19の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県

○入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティーとなって配分額の減額に反映されてしまうことは、事業実施主体の事業費削減の努力に対して非合理的な取扱いであり、本県もこれにより減額配分を受けたことがある。
○当県においても、一般競争入札により事業費の削減を図っているところであるが、一般競争入札の結果生じた請差のため、ペナルティーとして配分額が減額されている。

○現ペナルティー規定によって、農業経営の効率化が図られているとはあまり思えない。なお、当該交付金事業については、手続きが煩雑であることから、事業の継続を断念する事例が現実的には多い。

○強い農業づくり交付金等については、要望時から適正な要望額になるよう事業実施主体に対し指導を行っているところであり、結果として入札残が生じた場合、多くの不用額を出した事業実施主体に対するペナルティではないこともあり、配分作業や減額等の説明の際に理解が得にくい。ペナルティ規定の合理化により、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。農畜産物輸出拡大施設整備事業費の配分額において「前々年度の不用額の配分額への反映」の規定により、入札請差が含まれている不用額を基に計算されたペナルティにより減額された。一般競争入札により事業費の削減を行い、変更交付申請の事務手続を行っているにもかかわらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されることは、非合理である。不用額の算出には、入札請差を除外することを求める。

○一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外していただきたい。

各府省からの第1次回答

不用額を可能な限り減らし、限られた予算を有効利用する観点から、これまで各都道府県の不用額を予算配分に反映している。

その際、入札請差などの不用額は、予め見込むことが困難な場合も多いことから、例年、秋頃に各都道府県において、活用予定のない不用額の調査を行い、国に返還いただいた上で、活用予定のある都道府県に再配分するなど、国全体としての有効活用を図っており、この際の返還された額については、不用額の算定対象としていない。

一律に不用額の算出に当たって入札請差を除外することは、過大な交付金要求を助長するおそれがあるため、困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

10月末までに発生した請差については不用額から除くとのことであるが、そもそも入札により請差が発生することは事業実施主体の責によるものではないことから、不用額に含まれることは公平性の観点から合理性を欠くと考える。

なお、不用額調査を秋頃に行うということだが基準等には特に定められておらず、H28年度強い農業づくり交付金においては、「10月末までに入札を行うこと」という事務連絡が直前のH28.10.28付けで出されただけだった。

不用額によるペナルティは事業実施主体の負担が増えることに繋がる重要なことなので、期限ぎりぎりの事務連絡という方法ではなく、国の基準に定める等明確化すべきであるとともに、秋頃の不用額調査については、入札不調により10月末までに契約を終えられない場合も多いことから、冬頃に調査することとする又は現状よりも早期に入札が終了されるように、当該年度の予算成立後に速やかに割当内示を提示するなどの運用改善をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【奈良県】

農作業や施設の利用計画等の都合により秋頃の不用額調査以降の入札になれば、これらの場合の入札減については不用額の算定対象となり、後々のペナルティとなって配分額が減額されることになる。

したがって、単年度予算主義と交付金の有効活用は理解できるが、配分額の減額を見越した交付金要求を助長する恐れもあるため、無駄な予算支出を抑制するためにも、不用額の算出に当たって入札請差を除外する必要があると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

前々年度の不用額の配分額への反映にあたって、不用額算出の基となる強い農業づくり交付金については、近年概ね4月上旬に地方農政局等から都道府県へ割当内示を実施しており、平成29年度は5月10日付けで

10月末までに入札を実施することに努めるよう地方農政局等に事務連絡を発出し、都道府県へ周知するよう依頼し、指導しているところ。この10月末の考え方については、平成27年度に都道府県向けに実施した本交付金の運用改善に係るアンケートにおいて、72%の都道府県が10月末までの入札時期とすることは対応可能であるとの回答によるものである。

平成28年度強い農業づくり交付金の最低入札率(要望段階の事業費に対する契約額の割合)は43.6%であり、また、入札率が60%以下の余剰となる配分額は国費ベースで4.4億円となっており、事業実施主体や都道府県が、要望段階において事業費及び要望交付金の精査を行う必要があると考える。

したがって、事業要望を調査する段階で、3者以上の見積りを提出する地区については、配分基準の第3の規程から除外する方向で検討したい。なお、この場合は、見積り及び配分対象としている設計等にかかる経費については、交付申請前に行うことから、補助対象とならないことに注意する必要がある。さらに、これを実施していただければ、交付決定後すぐに入札の公示にかかることができ、早期執行に寄与することも可能と考える。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(15) 交付金等に係る配分額の算定事務

(i) 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、事業要望を調査する段階で、3者以上の業者から見積りを徴取して交付要望額に反映させた地区は、不用ペナルティ査定の対象としないこととし、当該交付金等の通知等を平成30年度予算配分までに改正する。

(ii) 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象としないことを、都道府県に周知する。

[措置済み(平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)]

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

交付額の内示後に行っている事業計画の事前協議等を内示前にも行えるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わなければならないが、割当内示から交付申請までの間に国との事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。

強い農業づくり交付金を例に示すと、割当て内示後に、

- ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度
- ②事業計画の妥当性等協議(県、農政局)1週間程度
- ③計画承認・内示(実施主体、市町村、県)
- ④交付申請(実施主体、市町村、県、農政局)

※①と②の手続き終了後に公文書による手続きである③と④の事務を行っている。

しかし、現行の制度では、それらの事務を45日(土日祝日を含む)以内で実施しなければならず、短期間で事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが例年厳しいものとなっている。

申請期間内に速やかに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

必要な書類の準備期間の確保によって、確認作業等の精度向上が図られ、事務作業の円滑化、効率化に繋がる。

根拠法令等

農林水産省大臣官房経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の一部改正について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、滋賀県、宇和島市、熊本市

○配分額が減額となった場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行い、事業実施の可否や事業内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請までの期間については、弾力的な対応が望ましい。

○本市においても強い農業づくり交付金に取り組んでいるが、国から県への割当内示後 45 日以内(土日祝日を含む)に計画承認申請や交付申請、さらに事業主体においては一般競争入札の公告や入札等を実施しなければならず、短期間に膨大な事務量となっていることから、45 日間については少なくとも「土日祝日を含まない期間」となるよう県を通じ要望しているところ。

○割当内示後45日以内の交付申請手続については、毎年限られた日数の中で多くの作業を行わなければならない、厳しいスケジュールとなっている。計画の事前協議を内示前に行うことが可能となれば、各機関における事務手続の効率化や事業実施の円滑化につながる。

○本市においても、予算計上時期に関して、提案団体における支障事例と同様に、財政部局との折衝に苦慮しているところである。また、事業の実施に当たっては、事業計画認可、予算措置・執行、現実の作業を踏まえたスケジュールの整合性ばかりに気を取られている状況にあり、手続に係るスケジュールの見直し、手続の簡略化について検討をお願いしたい。

○強い農業づくり交付金および産地パワーアップ事業(整備事業)に関して、本県も宮城県と同様、事前協議等に日数を要している。ついては、「補助金額の配分(内報)」→「妥当性協議」→「内示」→「交付申請」という形の事務手続に変更していただきたい。

○提案県と同様の状況である。事業、年度により差はあるが、特に事業件数が多い場合は、事務スケジュールが厳しい状況となっている。

○平成29年度事業において、同一市町村、同一事業主体からの2事業の計画申請が上がり、事業主体等が地元調整に時間を要したため、定められた期間内に近畿農政局との事業計画の妥当性の協議を終えることができず、近畿農政局に交付申請の遅延届けを提出せざるをえなかった。

各府省からの第1次回答

原則、割当内示を受けて採択が決まった事業について、妥当性協議を行っているところ。

一方で、着工時期を急ぐ等の特段の理由がある場合は、割当内示前に協議を行うことも可能なので、個別に御相談に応じたい。

なお、この場合は、事前協議が整ったとしても、都道府県への交付金の配分対象とならないこともあり得ることに御留意願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特段の理由がある場合には事前協議が可能とのことなので、本省だけでなく地方農政局にもその旨周知していただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

都道府県担当者会議(9~10月予定)を開催しており、その際に本件についても併せて周知を図り、事業主体にもお知らせいただくようお願いしているところ。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(14)補助事業等の交付申請に係る事務

強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び産地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぐ等の特段の理由がある場合には、割当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。

[措置済み(平成 29 年 11 月 13 日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)]

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。

具体的な支障事例

本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。
これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。
そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。
すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。

根拠法令等

農地法第4条第2項、第5条第2項
農地法施行規則第37条
土地収用法第20条、第26条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福井県、高松市

○当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるとおり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い

事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。

各府省からの第1次回答

【農林水産省】

農地法において、第1種農地は、おおむね10ha以上のまとまりがあるなど良好な営農条件を備えている農地とされている。このうち、都市計画法において市街化を抑制すべきとされている市街化調整区域内の農地であつて、高性能農業機械による営農に適しているなど特に生産性の高い農地については、甲種農地として位置付けられている。そのような農地としての重要性に鑑み、甲種農地の転用許可については、土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けその旨が告示された事業に係る場合を含むごく例外的な場合に可能としている。

一方、土地収用事業は、公共の利益となるものとして土地収用法に掲げられた一定の種類の土地収用該当事業について、認定を受けて行うものであり、土地の強制的な収用を可能とする事業の性質上、認定を受けた事業については、高い必要性とともに、事業が実施される確実性が認められる。

このような土地収用法上の考え方がある中、特に重要な農地である甲種農地について転用を許可する上では、高い事業の必要性、事業が実施される確実性等が求められることから、事業認定の告示を要件としているところである。一方、土地収用該当事業に当たるといふことのみでは、具体の事業の高い必要性や事業実施の確実性が認められないことから、御提案のように当該要件を廃止することは適切ではない。

なお、国土交通省に確認したところ、認定申請時点での土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能であり、本支障事例については既に東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が開始されているところである。

【国土交通省】

(土地収用法に基づく事業認定について)

土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である。

なお、支障事例に挙げられている事案についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向けた相談が既に開始されているところであるが、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁あてに周知することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

甲種農地の重要性については認識しているところであるが、一方で、その例外的な転用許可条件を「土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けた事業」とした場合、土地の権利者の賛否によって転用許可の可否が左右されてしまうことから、「高い事業の必要性、事業が実施される確実性」を他の手法により判断すべきとの考えにより提案したところである。

各省からの回答では、「土地の権利者の賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能」とのことであり、支障事例は解消するものと考えている。また、「逐条解説土地収用法」といった文献ではその解釈が曖昧であったことから、各事業認定庁あてに周知していただけで、円滑な事業認定手続きに寄与されると考える。

以上を踏まえ、引き続き、本事業の円滑な事業認定の告示に向けて事業認定庁との調整を進めていくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 土地収用法に係る事業認定要件についての解釈について、地方整備局に対し周知を図るということである

が、周知内容、周知方法及びスケジュールについて具体的にお示しいただきたい。
○ また、併せて、地方公共団体へも同様の内容の周知をお願いしたい。

各府省からの第2次回答

【農林水産省】

甲種農地の転用許可に係る考え方については第1次回答においてお示したとおりであるところ、本支障事例については、国土交通省から各事業認定庁に対し、事業認定に係る考え方の周知が図られると聞いている。

【国土交通省】

事務連絡にて、各地方整備局及び都道府県に対し、10月初旬までに、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である旨、周知を図ることを考えている。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続きの際に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続きの省力化及び簡素化を求める。

具体的な支障事例

平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出をするものとされている。

- (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号)
- (2) 漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号)
- (3) 変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号)
- (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの)
- (5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号)
- (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号)
- (7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号)
- (8) 現況写真

これら添付が求められる書類は、水域施設の増殖及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更をする場合であったとしても、当初計画策定時に求められる書類とほぼ同じであり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等に従い面積積算等をすべてやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされ目的外利用による漁港施設の有効活用のネックとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

漁港施設の目的外利用に係る利用計画変更の手続きが省力化及び簡素化されることで、当初計画時に想定していた以上の人口減少が進んだために利用率が低調になってしまった泊地などが、福井県が力を入れているトラウトサーモン(ニジマス)やナマコの畜養や養殖などとして有効活用しやすくなる。

現在、本市において、トラウトサーモンの試験養殖に取組み、一定の成果を得ているが、冬の日本海において時化(シケ)している沖合での養殖は非常に困難な状況である。

そこで、冬季の船舶を使用しない時期に、市内の4漁港内の泊地にそれぞれ10~40基(1基5メートル四方)の生簀を設置することで、漁港施設の有効活用が図られるとともに漁家所得向上が図られることとなる。

根拠法令等

平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」
第5 漁港施設用地等利用計画の変更

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

福井市等からの指摘の平成2年3月15日付け通知については、平成21年4月1日の改正により(6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号)、(7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号)の添付書類が廃止された。

また、当該通知は平成25年3月31日をもって廃止され、新たに平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知「漁港施設用地利用計画策定要領について」が定められ、添付書類を以下のとおりとしており、(5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第7号)の添付書類は廃止されたので、貴指摘の面積積算等をすべてやり直す必要なくなったところである。

- (1) 利用計画変更説明書(様式第2号)
- (2) 漁港施設用地利用計画変更書(様式第5号)
- (3) 現行及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図(様式第4号)
- (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの)
- (5) 漁港施設用地利用実態調書(様式第6号)
- (6) 現況写真

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

—

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

—

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

145

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。

具体的な支障事例

農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなり、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。

平成28年8月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上に上り、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならず、県、市町村等に多大な負担が発生した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

復旧を担当する県、市町村等への過度な負担の軽減につながる。

根拠法令等

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、浜松市、豊田市、岡山県、鳥取県、島根県、浜田市、宇和島市、熊本市、沖縄県

○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その査定が県営事業も含めて1月まで掛かった。1月末までに提出しなければならないのは県であり、補助率増高申請を行う市町村は県に対して12月末までに提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となった。秋以降に災害が発生した場合は、件数にもよるが、その時点から査定のための事務を着手するため、査定決定事業費を反映させて作成する補助率増高事務は相当な負担になるとと思われる。

○本市は、広大な市域面積 918 km²を有し、農地も全域に点在している。大規模な自然災害が発生した場合は、申請に膨大な事務が発生し期限までに対応しきれない可能性がある。

○被害が甚大な災害が発生した場合、限られた人数の技師職員で対応するには大きな負担がかかる。また、大

規模災害時の復旧作業においては、住民への説明や迅速な対応が重要であることから、災害復旧事業に係る事務手続きに関しては簡略化の検討を十分に行っていただきたい。

○平成 27 年 9 月の関東東北豪雨災(9 月 9 日～11 日)により、被害箇所 2,313 件、査定申請は 170 件となり、11 月 24 日から 12 月 17 日まで査定を行った。近年、各市町村において公共災と農地農業用施設災の担当部署が統合されることで人員減となっており、甚大な災害への対応に苦慮している。

○甚大な災害発生時に起こる農業被害は、相当数になることが予想される。このような場合、その他農業以外の被害も想定され、庁内での応援体制も期待できないことから、少ない人数での復旧対応を余儀なくされるため、申請事務の期間延長や簡素化は必要と考えられる。

○本市においても、平成 25 年 8 月の豪雨災害により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が 800 件以上に上り、200 件以上の査定申請が必要になった。最終的には 1 月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない、多大な負担が発生した。激甚災害の指定等の甚大な災害が発生した場合は、補助率増高申請書提出期限の延長を可能にしていたことにより、負担の軽減が図られる。

○当県も平成 28 年災害では鳥取県中部地震(10 月 21 日)で対応に苦慮した経験がある。負担軽減のため、要望を実現して欲しい。

各府省からの第 1 次回答

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第 1 条により、補助率増高申請書の農林水産大臣への提出期限を災害発生年の翌年 1 月 31 日までとしているのは、

① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、局地激甚災害の指定及び当該激甚災害に対して適用すべき措置が、例年 3 月上旬に政令で規定されるため、当省としても災害査定により確定した激甚災害に係る災害復旧事業費に対する国庫補助率の確定を 2 月中旬頃までに行う必要があること

② また、年内に発生した災害復旧事業の事業費について各自治体に対して年度内での交付を行うべく、上記の政令と併せて、災害復旧事業費の国庫補助率の決定に関する農林水産大臣告示を行うこととしていることから、その事務処理を 2 月中旬頃までには終える必要があること

を踏まえたものである。

このため、補助率増高申請書の提出期限については、災害発生年の翌年 1 月 31 日とすることについて御理解いただきたい。

なお、申請書類の作成に要する市町村の負担軽減を図るため、平成 27 年 11 月に「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」の改正による申請事務の簡素化、また、平成 29 年 2 月の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の制定による査定事務の簡素化を実施しているところである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○追加共同提案団体が 10 団体に及ぶなど、多くの地方公共団体が同様の認識をもっている。

○また、近年、大雨等の大規模な災害が増加・激甚化の傾向にあるほか、過去には、東日本大震災で期限を延長している事例もあることから、災害の発生時期や規模、被災市町村の体制等を勘案し、より柔軟に対応していただけるよう検討願いたい。

○あわせて、申請事務のさらなる簡素化について引き続き検討するとともに、技術職員の全国的な支援体制の構築など、申請書の提出期限の延長のみならず、支障事例が解消される方策を最大限検討願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

補助率増高申請書の提出期限については第 1 次回答においてお示ししたとおりであるが、今後、都道府県及び市町村において、当該申請に係る書類作成に必要な時間を極力確保するとともに、事務負担の軽減を図るた

め、農林水産省の書類審査の時期や内容を平成 29 年災害の申請より見直すこととしたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭 25 法 169)

補助率増高申請書の提出(施行令4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成 29 年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るヒアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化

提案団体

京都市、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。

具体的な支障事例

市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。

例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結までに1箇月程度要している。

このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも2件発生している。

本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。

①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目)

①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理)

⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」

②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水)

⇒「貸付農地の管理・運営等」

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設がしやすくなり、今後も増えると予想される市民農園需要に対応しやすくなると考えられる。

根拠法令等

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付法第2条第2項第5号イ及びロ並びに特定農地貸付法施行規則第1条に基づき、①特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することとされている。

他方、農業委員会は、農地を農地として利用するために権利設定をする際の許可（農地法第3条）、毎年の農地の利用状況や利用意向の調査等の遊休農地措置に関する事務（同法第4章）、農地等の利用関係の紛争があった場合の仲裁（同法第25条）等の農地の権利移動・利用関係の調整に関する事務及び農地の利用の最適化の推進に関する事務等を行うこととされている。

市町村等との貸付協定の締結を廃止した場合には、貸付協定の記載項目のうち、①及び②については農業委員会が対応できるが、③のうち農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブルの解決や未然防止への協力等は農業委員会では対応できず、特定農地貸付けの円滑な実施を図ることができない。

よって、市民農園の開設に当たり行政が開設者をサポートする態勢を確保するためには、市町村等と締結する貸付協定の手続を不要とすることは適切ではない。

なお、御提案の「具体的な支障事例」で農業委員会の業務として挙げられている特定農地貸付規程の記載項目は、特定農地貸付法第3条のとおり特定農地貸付けに係る農地の所在、借り受ける者の募集・選考の方法、貸付期間等の市民農園開設者が市民農園を開設・運営するに当たってのルールを定めるものであり、農業委員会の業務について定めたものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合において、「③農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブル解決や未然防止への協力等」については、御指摘のとおり、農業委員会としては、対応できないと考えられる。

一方、本市においては、こうした市民農園開設における諸課題に関して、市内で開設されている特定農地貸付け以外による市民農園も含め（平成27年度調査：特定農地貸付け7箇所、特定農地貸付け以外の市民農園73箇所）、協定の締結の有無に関わらず、調整や協力等を円滑に実施してきており、協定がないことよりトラブルに対応できなかった事例もない。

このことから、貸付協定を結ばなくても、特定貸付けを円滑に実施することは、可能であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

「特定農地貸付け以外による市民農園」は、あくまで農業者が行う農作業を利用者（市民）に行わせているに過ぎず、利用者の行う農作業は経営者の指揮下にある一方、利用者に賃借権等を設定する「特定農地貸付けの市民農園」は、利用者自らが借り受けた農地で行う農業を主宰することとなり、また、利用者は一般に近隣住民、農業者等との関係性が希薄であるため、特にその対応には慎重になる必要がある。

さらに、新たに市民農園を開設するに当たっての農業用水の利用についても、関係者の理解を得るためには

市町村による協力が欠かせない。

このため、地域住民とのトラブルの解決及び未然防止、農業用水の利用調整等についての市町村による協力等が確実に行われるよう、貸付協定の締結は必要であり、単にこれまでトラブルに対応できなかった事例がなかったことをもって、貸付協定の締結が不要ということにはならない。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(6) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法 58)

特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和

提案団体

黒石市、青森県

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。

具体的な支障事例

農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取り組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。

一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろいし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取り組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたと考えている。

しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度の1実施者、1作業の受け入れ体系にとらわれることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市

○本県では、年間を通じ多種多様の農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くとも半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合とが共同で技能実習を行うことができるようになれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。

○本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一ほ場で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。

○域内のりんご移出業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考えられる。

○本県の高原野菜産地における外国人技能実習生の受入にあたっては、実習を行える期間が7ヶ月程度に限定されることから、1号の活動の修了をもって帰国し、2号へ移行して実習を継続する者はごく僅かである。このため、1号修了後に一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、在留資格の変更要件を満たしていれば再入国を認め、2号への在留資格の変更も認めるべきであり、2号の在留期間の更新にあたっても同様に措置すべきである。また、関連する複数の職種に係る実習については、一つの監理団体の総合的な実習計画による適切な監理のもと、複数の実習実施機関で行えるようにすべきである。これらにより、これまで1年以下の期間でしか行えなかった実習が複数年にわたり行えるよう改善され、確実な技術の修得が可能となる。

各府省からの第1次回答

【法務省・厚生労働省】

本件御提案の要旨は、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限定されているところ、「個人である農業者」と「法人である農業協同組合等」が共同で技能実習を実施することができるように規制緩和を求めるということである。そもそも複数の法人による共同での技能実習を認めている趣旨は、当該複数の法人が親子関係・同一の親会社を持つ子会社関係にある、あるいは相互間に密接な関係を有している場合には、その企業体としての組織力・安定性を活かして、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られることを狙いとしているものであり、個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていないもの。

なお、個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例はあるので、参考にしていただきたい。

【農林水産省】

農業分野における外国人技能実習制度に関して、様々な拡充の御要望があることは承知しているが、農林水産省は、出入国管理及び難民認定法及び技能実習法を所管しておらず、提案事項の実現可否についてお答えする立場にない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていない」との回答であるが、農業においては組合員農家と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。

○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。

【香川県】

JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

【法務省・厚生労働省】

一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を活かすことができると考えられる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同で一の技能実習を行うことは認められない。

しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である(北海道内の複数の農協について実績有)。

具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。

【農林水産省】

農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。

しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協等について実績有)

具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(8)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89)

農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

(関係府省:法務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し

提案団体

京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化

具体的な支障事例

食育に関し、平成 27 年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成 28 年度に補助金「和食と地域食文化継承推進事業」へ、平成 29 年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。本事業については、少額ソフト事業の集合体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類1式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分に及ぶため、段ボール単位で疎明資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実績報告に係る事務の簡略化が図られることにより、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

地域の魅力再発見食育推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、石川県、佐賀県、大分県、宮崎市、鹿児島県

○提出書類が多く、本県でも参加希望団体が事業実施をためらうケースもある。特に計画段階で見積書の提出を求められる現状を、交付申請時まで遅らせてもらいたい。実績報告についても簡素化をお願いしたい。
○当市の場合、支払件数が具体的な支障事例のように多くはないが、事務的負担が多く感じられる。補助対象経費が限られているため、対象範囲の拡大がなされれば、より申請がしやすくなる。
○本市においては、平成 29 年度に当該事業に取り組むこととしており、実績報告時において、同様のケースが想定される。
○本県においても、具体的支障事例と似た状況があり、28 年度実績報告においては、実績書証拠書類の提出にあたり、事務的負担が非常に大きかった。(県協議会が実施主体であり、全構成団体分の支出にかかる実績証拠書類であったため件数が多かったことも原因)29 年度事業は、消耗品費においては、見積もり、競争原理に基づいてと記載があり、実際問題として、付箋紙 1 つ買うにあっても、見積もりをとらねばならず、事業実施主

体の市町・団体の事務量の増加，煩雑化が懸念される。見積もりをとらなければならない金額の設定等，合理性のある制度の改正が必要。

各府省からの第1次回答

見積書の提出については、積算根拠を示していただく必要があるものの、見積書自体の提出は求めているので、誤解を生じないように情報共有を図ってまいりたい。但し、積算根拠が不明確な場合については、見積もりを依頼することがあるので、御協力をお願いする。

補助対象経費については、事業実態を見ながら、さらに拡大したい。なお、会計検査院等から指摘を受けている一部経費については、引き続き、事業者負担となることを御理解いただきたい。

証拠書類の提出については、事業完了後に補助金の交付額を確定するためには、確定検査において事業の収支に係る全ての書類を確認することが事業の適正な執行上不可欠であることから、該当書類の提出について、引き続き御協力をお願いしたい。なお、それら証拠書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管することが義務づけられていることも御留意いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行では、補助申請及び実績報告時の作業量等が補助額に見合わないほど多くなっている。そのような状況を改善する点から、平成27年度以前の交付金制度に戻されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

平成30年度の食育事業は、「食料産業・6次産業化交付金」として予算要求をしている。

なお、交付金として予算措置された場合においても「補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律」等の適用を受けることから、補助金事務については、基本的に本年度と同様の作業が必要になるが、その中で、合理化できる部分については、見直しを図って参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(12)国産農産物消費拡大対策事業補助金

国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。

また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

250

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。

具体的な支障事例

農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはいない(交付決定前着手に対する国の但し書きも同様)。県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とほぼ同時期に交付申請を行うにも関わらず、例年、4月中に交付決定が行われているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。

根拠法令等

農山漁村地域整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、静岡県、浜松市、兵庫県、岡山県、愛媛県、佐賀県

○変更申請においても交付決定に1ヶ月程度を要するため、同様に早期の交付決定をお願いしたい。
○早期着工を必要とする事業に対応するため、提案にあるような交付決定手続の簡素化について検討いただきたい。
○交付決定が遅延しているため、事業の早期着手を妨げていることや、交付前着手届の提出など事務量の増大を招いている。他の補助事業同様、速やかな交付決定が行われるべきである。
○今年度の農山漁村地域整備交付金の交付決定は5月29日積雪期での工事を避けるためにも、可能な限り早期に事業着手したい。
○本市としては、原則として交付決定を待つ事業着手しているが、今後、早期発注が必要となる事業も見込まれることから、年度当初に交付決定がされることができれば、業務の効率化等につながるものとする。

○本県においても、交付決定の遅れで各事務所への事業費等の割当てが遅れることにより、予算の早期執行に支障が生じている。

○事業の実施要綱・要領上では、交付決定前着手届けを提出することにより事業主体の責務で事業に着手する事が可能となっているが、事業主体によっては、国・県からの交付決定をまって事業に着手する地区もあり、事業の早期執行に支障を期待している。

各府省からの第1次回答

本交付金の交付決定に当たっては、これまでも内部審査を簡略化するなど国としても早期に交付決定できるよう見直しを行ってきたところである。

しかしながら、本交付金は、農・林・水の多種多様な事業を実施する事業であることから、内容を審査し交付を決定するまでに一定の期間を要するところである。

このようなことから、本交付金においては、「交付金交付決定前着手届」を国に提出することにより、交付決定前に直ちに事業に着手することが可能となるよう制度化しているところであり、この制度を活用して、早期に事業着手している事業主体もある。

今後は、交付申請の審査に当たり、これまで、農政局で審査した後に本省で審査する事務の流れとなっていたものを、農政局の審査と平行して、本省においても審査を進めることとし、農政局及び本省での審査期間を更に短縮するよう審査のあり方を見直すこととするが、併せて、貴県においても、交付決定前着手届の制度を御活用いただければ幸いである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後は、審査体系の見直しによる速やかな交付決定をされ、予算を早期執行できるよう検討をお願いしたい。併せて、可能であれば複数の事業に関する交付事務をそれぞれの事業を所管する農政局などの担当部局へ交付事務を委任する等の制度見直しをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

今後の本交付金の交付決定に当たっては、地方が早期に予算を執行できるよう国の審査体系を見直して、迅速な交付決定に努めてまいりたい。

本交付金は、地域の自主性に基づく農山漁村地域の総合的な整備を趣旨とし、地方の裁量による弾力的、機動的な運用が可能な制度として創設しているため、仮にそれぞれの農政局などの担当部局が事業毎に交付事務を行うこととした場合、農・林・水横断的な予算の運用が出来なくなることや審査窓口が複数となる等、本交付金の趣旨にそぐわないものとなることから見直しは適切ではない。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(11)農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が並行して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

251

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。

具体的な支障事例

国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。))に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。

根拠法令等

農林畜水産業関係補助金等交付規則
土地改良事業関係補助金交付要綱
農地防災事業等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

豊橋市、岡山県、島根県、沖縄県

○地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整に係る時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。

各府省からの第1次回答

平成29年3月31日付けで改正された「土地改良事業関係補助金交付要綱第9」に準じ、「農地防災事業等補助金交付要綱第8」に定める地区相互間の経費の額の流用については、一定の場合において、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更とし、農林水産大臣の承認を不要とする方向で関係機関と調整しつつ検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今年度も7月末時点で既に2回にわたる地区間相互の変更承認申請を行っており、年度内の変更回数も昨年度と同様となる見込みであることから、できる限り早期の対応を要望する。
遅くとも年度内には要綱が改正され、来年度からは新たな基準により進められるように調整して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

「農地防災事業等補助金交付要綱第8」に定める地区相互間の経費の額の流用については、「土地改良事業関係補助金交付要綱第9」に準じ、農林水産大臣の承認を不要とするよう関係部局と調整した上で、遅くとも平成29年度中に改正する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】
(9)農地防災事業等補助金
「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

277

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大

提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な污水处理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。

また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。

【支障事例】

多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。

については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。

根拠法令等

・浄化槽法第2条第1項

・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日 厚生省通知)

・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平成12年3月31日 建設省通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大村市

○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。

各府省からの第1次回答

【国土交通省・環境省】

H12.3.31の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置等に係る個別の判断は特定行政庁や各自治体の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定行政庁や各自治体の環境部局の判断により実施できる。この旨、各都道府県に対し、今年度中に周知する。

また、この度の要望を踏まえ、各特定行政庁や各自治体の環境部局の判断に資するよう、提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータを頂くなどの協力も得つつ、施設の処理性能と事業場からの排水の水質等の技術的データを収集し、処理できるかどうかの技術的な検討を行い、検討の結果、排水の処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。

これらについては、来年度中の通知の発出を目途に、データの収集や、技術的な検討を進めていく予定である。

【農林水産省】

平成12年厚生省通知及び建設省通知の性格は、浄化槽法第2条及び建築基準法施行令第32条第1項に示す雑排水の取扱いに係る技術的助言であり、そもそもいかなる雑排水を尿尿と併せて農業集落排水施設において処理するかに係る個別の判断は各自治体の建築部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自治体の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。

なお、提案団体より要望のあった業種からの事業排水を農業集落排水施設において処理することについては、各自治体の判断に資するよう、浄化槽法を所管する環境省及び建築基準法を所管する国土交通省が中心となり、農業集落排水事業を所管する本省も協力した上で、来年度中を目途に技術的な検討が行われる予定であり、当該検討の結果に基づき、環境省及び国土交通省から、通知等により周知されるものと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものである。

今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われるが、早期に検討結果を周知いただきたい。

検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

（再検討要請なし）

各府省からの第2次回答

—

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外

提案団体

兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。

具体的な支障事例

【現状】

転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。

しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。

【支障事例】

土地開発公社は公拡法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。

また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまふ。そのため、公社への委託ができない状況である。

地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。

根拠法令等

- ・農地法第5条第1項第7
- ・農地法施行規則第53条第5号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、熊本県、宮崎市、

○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、復旧復興の円滑化に寄与できる。

○当市では、土地開発公社が市街化調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社経理基準要綱（土地開発公社の経理について（昭和54年12月19日自治政第136号）別添）第3条第8号により、市に所有権を取得させているのが通例である。しかし、昨年度にあった事例で、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公園用地として先行取得し、次年度に市への買戻し費用を補助対象に充てるため担当省庁と調整した結果、市に直接所有権を取得させるのは、会計検査院から指摘を受ける可能性があるとの指導がなされた。そのため、やむをえず農地転用の手続きを行い、土地開発公社に所有権を取得させた。しかし、そこに至るまでには、雨水浸透阻害行為許可の申請や造成工事等に予定外の費用が発生し、また、農地法の許可に時間を要したことで用地買収自体も遅延し、地権者に大変ご迷惑をかけることになった。

○道路、河川等の公共事業に必要な土地の土地開発公社による先買いにおいて、依頼元である国や県との協議により、円滑な事業実施が図られるよう、本県土地開発公社は農地以外の土地を取得している。このため、公共用地の取得に際しての支障は生じていないが、提案の内容は土地開発公社の用地取得範囲を広げるとともに、土地開発公社が有する機動力を十分に発揮することで、より効果的な事業執行に土地開発公社としても寄与することになると考えられる。

各府省からの第1次回答

土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を先行取得した場合であっても、必ずしもその土地が地方公共団体が設置しようとする施設の用に供されるとは限らず、当該用途に供されない場合には取得した土地が土地開発公社から転売される可能性もある。

また、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、主として公共施設又は公用施設等の用に供する土地を地方公共団体に代わって先行取得するものであり、その業務の性格から、先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性は一般的に低いものとならざるを得ない。

このため、土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を取得する場合について、御提案のように地方公共団体と同様の取扱いをすることは困難である。

他方、転用許可手続きにかかる期間については、土地開発公社に関する転用案件に限らず、標準的な事務処理期間を設定し、迅速な処理が可能となるようにしているところであるが、転用許可手続きに係る事前調整の迅速化等について、都道府県等に周知していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に規定されているように、地方自治体から取得を委託された「公共施設又は公用施設の用に供する土地」を取得するのであり、それ以外の用途に供したり、転売したりすることはありえない。

本県では、公社に土地の先行取得を委託する場合、国土交通省通知に従い、委託契約書において、①特定の事業に必要な用地として取得すること、及び②当該土地を本県が公社から買戻すことを明記している。なお、総務省と国交省からの通知「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」により、地方自治体が、土地開発公社と用地取得依頼契約を締結する際には、予算で債務負担行為として定めなければならないとされており、本県では当該通知に基づき債務負担行為を議決している。

また、「先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性」については、先行取得の目的が共通であることから、先行取得を行うのが、本県自ら、又は委託した公社かによって、一般的に特に差異はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【栃木県】

土地開発公社は、根拠法である公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、また、その公的役割を十分踏まえながら、依頼元である国や地方公共団体から公共施設又は公用施設等の用に供する土地を同法に定める先買い制度に基づき先行取得している。

同法に定める先買い制度の運用においては、依頼元である国や地方公共団体が転用目的である事業を確実に実施し、土地開発公社から用地を買戻すという信頼関係により成り立っており、その信頼関係に基づき土地

開発公社としても自らの資金調達により土地を取得していることから、土地開発

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

土地開発公社が先行取得した農地を委託先である地方公共団体が必ず再取得して転用行為を行うことが、「公有地の拡大の推進に関する法律」により担保されるのであれば検討したい。

なお、総務省が公表した「平成27年度土地開発公社事業実績調査結果概要(平成28年12月)」によれば、平成27年度末時点で土地開発公社が10年以上保有している土地は4,228ha(全体の69.3%)となっている。これは、長期間にわたり保有され本来の用途に供されない土地が多く存在することを表しているものと考えている。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

294

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

市民農園を開設できる者の要件の緩和

提案団体

多可町

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。
これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらおうことを考えている。
しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。

根拠法令等

市民農園整備促進法
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。
なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属

主体になることができる(地方自治法第 260 条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。

※市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

任意団体の代表者名で農地を借り受ければ開設は可能であるが、町として想定している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的でなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前なく個人の責任となれば、契約する本人も躊躇される。

地縁団体の仕組みについては承知しているが、近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。

代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得(総有)し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。

○ 権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を發出し、周知したいと考える。

なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体等及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で農地の賃借権等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利義務の帰属主体は自然人又は法人とされていることから、市民農園の開設に当たって当該市民農園である農地に係る権原の所在を明確にするためには、一次回答のとおり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する、社団の代表者である個人又は認可地縁団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。

(ある社団の代表者である自然人がその構成員を代表して締結した契約の効果の帰属や、当該代表者が変わった場合の契約の効力については、当該社団が権利能力なき社団であるかの判断も含めて、判例及び個々の契約の解釈によるものと認識している。)

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(7) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法 58)及び市民農園整備促進法(平2法 44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名におい

て、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

310

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和

提案団体

中津川市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。

また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。

国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事案も存在している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。

根拠法令等

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市

○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅

広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。

○本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみの49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)

○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。

○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。

○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が檀家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。

○急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。

○河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。

○道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。

○本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。

- ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。
- ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。
- ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。
- ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。

所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。

○都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考えられる。これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者

のみを対象とすることができ、また、民法 258 条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものとする。

各府省からの第 1 次回答

所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。
関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 地方側の意見も踏まえながら、1 次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)等も踏まつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。
国土交通省の国土審議会においては、9 月 12 日に土地政策分科会の第 1 回特別部会を開催したところ。同部会は 12 月上旬頃までに 3 回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。
(参考 URL : http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】
(16)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化
所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共的業務のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。
(関係府省：内閣官房、総務省、法務省及び国土交通省)